

公募型プロポーザル方式に関わる手続開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

平成31年1月7日

世田谷区

1. 業務の概要

(1) 件名

放射23号線沿道地区地区計画策定等支援業務委託

(2) 目的

東京都市計画道路幹線街路放射第23号線(以下、「放射23号線」という)の甲州街道から環状7号線の区間においては、現在東京都により整備事業が進められており、今後沿道の街並みが変わることが予想される。そこで、区では平成27年度から「放射23号線沿道地区街づくり懇談会」を開催し、地域の方々と沿道の街づくりについて意見交換を行ってきた。

本委託は、「放射23号線沿道地区」における街づくり懇談会の開催及び地区計画の策定等の街づくりの取り組みの支援を行うことを目的とする。

(3) 対象区域(「図-1 対象区域図」参照)

- 沿道街づくり懇談会の開催案内及び沿道街づくりニュースの配布対象者は、都市計画道路境界線から沿道30mのラインに掛かる敷地の居住者及び地区外地権者とする。
- 地区計画の策定及び用途地域の変更の対象区域は、原則として都市計画道路境界線から沿道20mの区域とする。

(4) 業務委託の内容

<平成31年度(2019年度)業務>

1) 街づくり懇談会の開催支援(2回程度)

- 街づくり懇談会の運営支援を行う。
- 会の運営、表示物・資料等の作成・準備及び記録の作成を行う。

2) 地区計画、用途地域変更の「たたき台」及び「素案」の作成

- 地区計画、用途地域変更の内容について検討を行い、「たたき台」及び「素案」図書を作成する。

3) 地区計画、用途地域変更のたたき台意見交換会及び素案説明会の開催支援

- 作成した地区計画、用途地域変更の「たたき台」及び「素案」について、区が開催するたたき台意見交換会及び素案説明会の支援を行う。
- 会の運営、表示物・資料等の作成・準備及び記録の作成を行う。

4) 広報物の作成

- 街づくり懇談会、意見交換会及び素案説明会に関する広報物の版下を作成する。(仕様A3両面、白黒)(4回程度)
- 対象区域内への全戸配布を行う。(部数約1500部程度)

- ・ 地区外地権者への発送を行う。(部数約300部程度)
- 5) 都市計画審議会及び区議会に係る資料の作成(適宜)
- 6) 東京都他関係機関との協議資料の作成(適宜)
- 7) 業務打ち合わせ

- ・ 上記業務1)～6)について打ち合わせを行う。

回数については、担当課と協議の上必要に応じた回数とする。

<平成32年度(2020年度)業務>

1) 街づくり懇談会の開催支援(1回程度)

- ・ 街づくり懇談会の運営支援を行う。
- ・ 会の運営、表示物・資料等の作成・準備及び記録の作成を行う。

2) 地区計画、用途地域変更の「原案」の作成

- ・ 地区計画、用途地域変更の内容について検討を行い、「原案」図書を作成する。

3) 地区計画、用途地域変更の原案説明会の開催支援

- ・ 地区計画、用途地域変更の原案説明会の開催支援を行う。
- ・ 会の運営、表示物・資料等の作成・準備及び記録の作成を行う。

4) 広報物の作成

- ・ 街づくり懇談会、原案説明会及び地区計画策定に関する広報物の版下を作成する。
(仕様 A3両面、白黒)(3回程度)

- ・ 対象区域内への全戸配布を行う。(部数約1500部程度)

- ・ 地区外地権者への発送を行う。(部数約300部程度)

5) 都市計画審議会及び区議会に係る資料の作成(適宜)

6) 法定手続きにかかる図書の作成及び印刷

7) 東京都他関係機関との協議資料の作成(適宜)

8) 地区計画のパンフレット作成

- ・ 窓口配布用のパンフレットの版下を作成する。(仕様 A4片面4ページ程度、カラー)

9) 業務打ち合わせ

- ・ 上記業務1)～8)について打ち合わせを行う。

回数については、担当課と協議の上必要に応じた回数とする。

(5) 履行期間

契約の日から平成32年(2020年)3月24日まで(単年度契約)

(6) 成果品

- ・ 電子データについては、最新のソフトでウイルスチェックを行い、チェックした日付及び使用したソフトをCD-Rに記載すること。
- ・ 成果品の著作権は世田谷区に帰属するものとする。

<平成31年度(2019年度)成果品概要>

1) 業務報告書 5部

2) その他、区担当者から指示があった資料

3) 上記の電子データ(CD-R) 1枚

<平成32年度(2020年度)成果品概要>

- 1) 業務報告書 5部
- 2) 地区計画パンフレット原稿データ
- 3) その他、区担当者から指示があった資料
- 4) 上記の電子データ(CD-R) 1枚

2. プロポーザルに参加できる者の資格

参加資格は、次に掲げる要件を全て満たす法人とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同条の11第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加者名簿に登録されていること。営業種目「都市計画・交通関係調査業務」を有すること。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止(入札禁止)を受けている期間中でないこと。
- (4) 法人税、法人事業税、法人都道府県民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づく更正手続き開始申立てまたは民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づく民事再生手続き開始の申立てをしていないこと。
- (6) 平成26年度以降に、都内区市町又は東京都近郊政令指定都市において、住民参加(住民懇談会等の開催)を基本とした都市計画法等に基づく地区計画策定業務又は用途地域変更業務の受託実績があること。
- (7) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- (8) 個人情報保護に関する社内規定等が整備されていること。

3. 審査項目

第一次審査(書類審査)

- (1) 企業実績
- (2) 予定技術者の業務実績
- (3) 特定テーマに対する提案
- (4) 業務実施体制
- (5) 資料作成能力
- (6) 工程計画

第二次審査(プレゼンテーション及び質疑応答)

- (1) 専門性と技術力
- (2) 取り組み姿勢
- (3) コミュニケーション力

4. 手続等

(1) 担当部課

世田谷区北沢総合支所街づくり課(担当:松本、小川)

〒155-8666 世田谷区北沢2-8-18(北沢タウンホール11階)

電話:03(5478)8031 FAX:03(5478)8019

E-mail:SEA02209@mb.city.setagaya.tokyo.jp

窓口受付時間(土、日、祝祭日を除く午前8時30分から午後5時まで)

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

1) 期間:平成31年1月7日(月)から平成31年1月21日(月)まで

2) 交付場所及び方法

上記(1)にて窓口配布

世田谷区ホームページよりダウンロード

[世田谷区トップページ](#) [くらしのガイド](#) [住まい・街づくり・交通](#)
[街づくり](#) [北沢総合支所管内の街づくり](#) に掲載

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

1) 期限:平成31年1月21日(月)午後5時まで(必着)

持参の場合は、土、日、祝祭日を除く午前8時30分から午後5時まで

2) 場所:上記(1)

3) 方法:郵送又は持参

(4) 企画提案書等の提出日、提出場所及び方法

1) 期限:平成31年2月20日(水)午後5時まで(必着)

持参の場合は、土、日、祝祭日を除く午前8時30分から午後5時まで

2) 場所:上記(1)

3) 方法:郵送又は持参

5. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨:日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金:免除

(3) 契約書作成の要否:要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手先との随意契約により締結する予定の有無:有

件名:放射23号線沿道地区地区計画策定等支援業務委託

平成32年度(2020年度)の随意契約による委託は、当該業務に係る予算が成立し、予算配当がなされることを条件とし、予算配当がなされなかった場合は延期または中止とする。

(5) 区は、この案件に参加を表明した者及び企画提案書を提出した者の商号・名称並びに企画提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。

(6) 詳細は、4.(2)の説明書による。